

2026年5月25日

各 位

東京都中野区本町一丁目 32 番 2 号  
 会 社 名 アクセルマーク株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 松川 裕史  
 (コード番号：3624 東証グロース)  
 問 合 せ 先 経営管理部ゼネラルマネージャー  
 若海 正弥  
 (TEL 03-5354-3351)

第 15 回新株予約権（強制行使条項を付した有償ストックオプション）の消滅に関するお知らせ

当社は、2016年4月14日付「募集新株予約権（有償発行新株予約権）の発行に関するお知らせ」（以下、「2016年4月14日付お知らせ」といいます。）にて公表いたしました、2016年5月23日を割当日として発行した第15回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）につきまして、権利行使期間内に権利行使がされず、その権利行使期間の末日である2026年5月22日の経過をもって本新株予約権が消滅いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 消滅する本新株予約権の内容

(1) 新株予約権の名称	第15回新株予約権
(2) 割当日	2016年5月23日
(3) 新株予約権者	尾下順治 3,000個
(4) 新株予約権の権利行使期間	2017年12月31日から2026年5月22日
(5) 新株予約権の権利行使価額	1株あたり1,175円
(6) 新株予約権の消滅日	2026年5月23日
(7) 新株予約権の行使条件	<p>① 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額に20%を乗じた価格を下回った場合（以下、「強制行使条件」といいます。）、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を権利行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。</p> <p>(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合</p> <p>(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合</p> <p>(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合</p>

	<p>(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合</p> <p>② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、上記①に該当する場合は、この限りではない。</p> <p>③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない</p>
(8) 発行した新株予約権の数 (株数)	3,000 個 (300,000 株)
(9) 未行使の新株予約権の数 (株数)	3,000 個 (300,000 株)
(10) 消滅した新株予約権の数 (株数)	3,000 個 (300,000 株)
(11) 消滅後の新株予約権の数 (株数)	0 個 (0 株)

## 2. 本新株予約権の消滅までに至る経緯・理由

当社は、本新株予約権について、2016年5月23日を割当日として発行いたしました。権利行使が進まない状況が継続しておりました。なお、当社は、本新株予約権の割当日において当社の代表取締役社長であった尾下順治氏に1,500個、当社の取締役であった川野尚吾氏に1,500個の本新株予約権をそれぞれ割り当てましたが、川野尚吾氏が当社取締役を2018年12月20日付で任期満了により退任した後、2019年3月29日付取締役会決議により、川野尚吾氏が保有する本新株予約権1,500個の尾下順治氏に対する譲渡が承認されたため、以降、尾下順治氏が本新株予約権3,000個（目的となる株式数300,000株）のすべてを保有しております。

このような状況のなか、2023年10月23日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、強制行使条件に定める235円（行使価額の20%に相当する価格）を下回ったことから、2023年10月25日付で、新株予約権者である当社元代表取締役尾下順治氏に対し、本新株予約権の発行要項に基づき、残存するすべての本新株予約権を行使期間の末日までに行使するよう求める旨の通知（内容証明郵便の送付を含む）を行っており、その後、尾下順治氏より当該通知を受領した旨の連絡を受けております。

また、当社は、本新株予約権の行使を促す対応について慎重に検討を行ったものの、既存株主との公平性、本新株予約権の発行要項との整合性等を踏まえ、条件変更その他の特別な対応は行わない方針といたしました。当該新株予約権者が元代表取締役であることを理由とした特別な取扱いを行っておりません。

そのうえで、2026年5月19日付で、改めて同内容を内容証明郵便により通知いたしましたが、その後、尾下順治氏より、本新株予約権の行使義務に関する認識について、当社とは見解が異なる旨の連絡を受けております。

以上の経緯を経て、最終的に、新株予約権者による権利行使がなされないまま、本新株予約権はその行使期間の満了日である2026年5月22日の経過をもって消滅することとなりました。

なお、今後の有償ストックオプションの発行においては、強制行使条件を付したスキームについては、その必要性や合理性を含め慎重に検討する方針であり、現時点において採用を想定しておりません。

## 3. 今後の見通し

2016年4月14日付お知らせにおいて公表いたしましたとおり、本新株予約権は、当社の株価が一定の値まで下落した場合に、残存するすべての本新株予約権の行使を義務付けるものであり、割当対象者が株価下落に対する一定の責任を負うことを内容としております。当社は、このような本新株予約権の内容を踏まえ、本新株予約権に係る権利行使がなされなかったことについて、損害賠償請求その他の法的措置を含め、適切

な対応を慎重に検討してまいります。

なお、本新株予約権の消滅による 2026 年 9 月期の業績へ与える影響は軽微であると見込んでおりますが、今後、開示すべき事項が生じた場合には、速やかに開示いたします。

以上

<本リリースに関するお問い合わせ先>

アクセルマーク株式会社 経営管理部

メール：ir@axelmark.co.jp